

インセンティブ制度に係る
令和2年度実績の評価方法、および
インセンティブ制度の見直しに
関する検討結果について

令和4年1月18日
全国健康保険協会 鹿児島支部

令和4年度のインセンティブ保険料率について(政令等の改正情報)

保 発 1222 第 3 号
令和 3 年 12 月 22 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令等の公布について

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令第 339 号。以下「改正政令」という。)及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 197 号。以下「改正省令」という。)が本日公布及び施行されたところである。

改正政令及び改正省令の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たってはこれらに留意の上、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の趣旨及び内容

新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率について設けられている加算・減算制度 (協会インセンティブ制度) に係る加算率 (以下単に「加算率」という。)について、令和 4 年度も令和 3 年度と同様の加算率 (0.007%) とすること。

第 2 施行期日

改正政令及び改正省令ともに、公布の日 (令和 3 年 12 月 22 日) から施行すること。

インセンティブ制度の見直しに関する検討結果について

見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

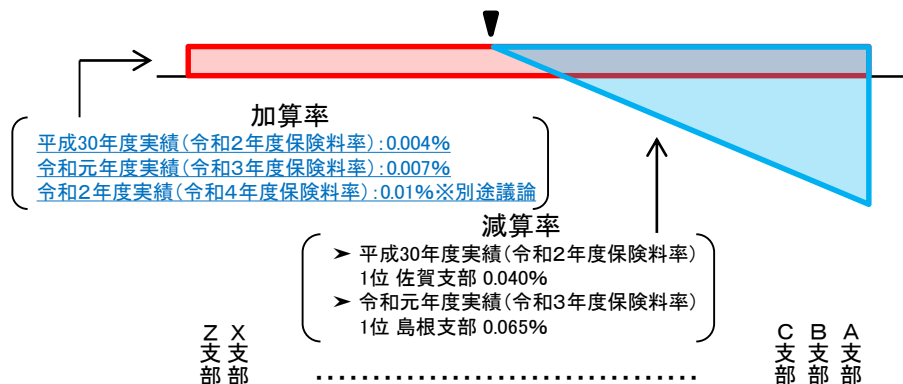
評価指標の見直し

評価指標	評価割合	配点
【指標1】特定健診等の実施率	実施率: 60% → 50%	50 → 70
	実施率の対前年度上昇幅: 20% → 25%	
	実施件数の対前年度上昇率: 20% → 25%	
【指標2】特定保健指導の実施率	実施率: 60% → 50%	50 → 70
	実施率の対前年度上昇幅: 20% → 25%	
	実施件数の対前年度上昇率: 20% → 25%	
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	減少率: 100%	50 → 80
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 → 医療機関への受診勧奨基準に該当する要治療者の医療機関受診率	受診率: 50%	50
	受診率の対前年度上昇幅: 50%	
【指標5】後発医薬品の使用割合	使用割合: 50%	50
	使用割合の対前年度上昇幅: 50%	
合計		250 → 320

加算減算の効かせ方の見直し

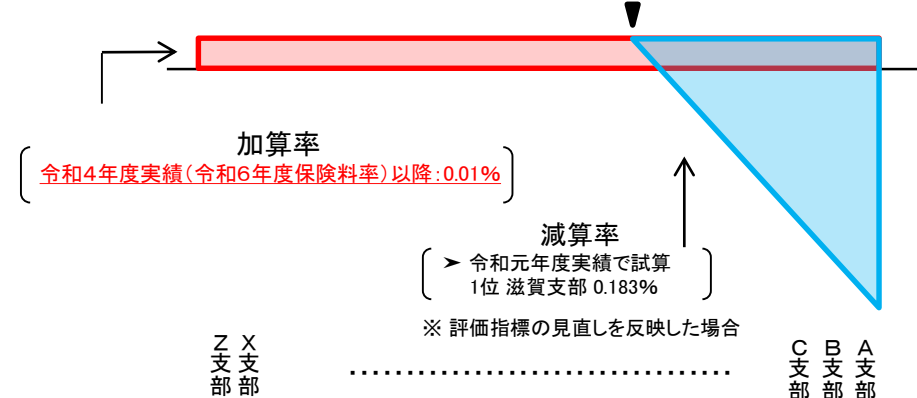
<現行>

上位23支部(半数支部)を減算対象



<見直し後>

上位15支部(3分の1支部)を減算対象



※ 上記の青字は見直し前の箇所であり、赤字は見直し後の箇所。